

滋賀県高体連盟要覧

資料編

目次

1	滋賀県高等学校体育連盟 新規専門部 加盟基準	67
	" 新規専門部 加盟申請書	68
2	高体連各種大会における『引率・監督』について（通知）	69～70
3	学校間の連携による運動部員引率に関する協定書（例）	71
	" 保護者承諾書（例）	72
4	高体連等の大会に係る個人情報及び肖像権に関する取扱について	73～80
5	複数合同チームによる大会参加および合同練習について	81

滋賀県高等学校体育連盟新規専門部加盟基準

滋賀県高等学校体育連盟に、新たな専門部の加盟申請があった場合は、常務理事会において以下の基準により審議し、その申請が妥当と判断された場合は評議員会に諮り決定する。

〔申請者〕

申請者は、申請を申し出る当該運動部の設置されている学校の校長とする。
複数校による申し出の場合は、すべての学校長の連名とし代表校長を定める。

〔提出書類〕

- ①申請書（別紙様式）
- ②規約
- ③役員名簿
- ④加盟学校一覧表
（学校名・部または同好会等の区別・顧問名・部員数〈学年・男女別〉）
- ⑤事業報告書
（大会事業報告〈大会名・開催期日・参加校数・参加人数・結果報告〉・強化事業報告・近畿全国大会参加状況報告等）
- ⑥事業計画書（上記、事業報告書の記載事項に準ずる）
- ⑦収支予算書・決算書

〔審議基準〕

- ①県内高等学校等生徒の健全な運動部活動ならびにスポーツ活動の普及発展を図ることを目的として設置され、日常的に活動している。
- ②県内の高等学校等を統括する唯一の団体として認められ、滋賀県を統括する競技団体において専門部加盟に対する同意が得られている。
- ③競技の特性に応じた相当数の加盟校と、加盟人数がある。
- ④適切な事業執行がなされ、大会等を組織として運営し、開催することができる。
- ⑤原則として数年間にわたる事業実績があり、以後の継続の見通しが認められる。

〔経費配分基準〕

- ①新規加盟が認められた年度より3年間は特別配分として、専門部運営費（¥30,000）・大会開催費（1大会につき¥5,000）を交付することを原則とする。ただし、新規加盟が認められた年度は予備費からの支出とする。
- ②新規加盟が認められた翌年度より、派遣費を交付することを原則とする。
- ③新規加盟が認められた年度より3年間の経過を見て、強化費を交付することを原則とする。
- ④いずれも予算の範囲内とする。

附則 この基準は、平成21年4月1日より施行する。

(別紙様式)

平成〇〇年〇月〇日

滋賀県高等学校体育連盟
会長 〇 〇 〇 〇 様

代表学校名 〇〇〇〇〇学校

代表学校長名 〇 〇 〇 〇 印

学 校 名 〇〇〇〇〇学校

校 長 名 〇 〇 〇 〇 印

滋賀県高等学校体育連盟新規専門部加盟申請書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

〔提出書類〕

- ①規約
- ②役員名簿
- ③加盟学校一覧表
(学校名・部または同好会等の区別・顧問名・部員数〈学年・男女別〉)
- ④事業報告書(大会事業報告〈大会名・開催期日・参加校数・参加人数・結果報告〉・
強化事業報告・近畿全国大会参加状況報告等)
- ⑤事業計画書(上記事業報告書に準ずる)
- ⑥収支予算書・決算書

県立学校長 様

滋賀県教育委員会事務局
教職員課長
学校教育課長
スポーツ健康課長

高体連および高文連各種大会における「引率・監督」について（通知）

高体連および高文連各種大会における引率については、検討の結果、今回、下記のとおり改正しました。

なお、この実施につきましては、平成18年6月16日からとします。

記

1 高体連および高文連各種大会における引率について

従来	引率責任者は当該校の教員とする。
----	------------------

当該校の教員：校長、教頭、教諭、臨時講師、実習教諭、養護教諭



改正	引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の教員とする。 個人の場合も、基本的には当該校の教員とするが、やむを得ない場合は校長の認める学校の教員とすることができる。
----	--

〔団体の場合〕当該校の教員とする

（校長、教頭、教諭、臨時講師、実習教諭、養護教諭）

〔個人の場合〕校長の認める教員とする（他校の教員でも可）

（校長、教頭、教諭、臨時講師、実習教諭、養護教諭）

2 高体連各種大会における監督、コーチ等について

従来通り	監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。
------	--

「引率・監督」についての留意事項

1 高体連および高文連各種大会における引率について

- (1) 団体の場合は、必ず該当校の教員が引率すること。
- (2) 個人の場合は、原則としては当該校の教員とするが、やむを得ない場合は学校長が認めた他校の教員でも可能とする。
 ※他校の教員に依頼するときは、他校の教員の勤務校の校長と「委任」「承諾」の文書を交わしておくこと。
 ※他校の教員が引率することを保護者に十分理解してもらい承諾してもらうこと。

(○印：引率可、×印：引率不可)

職 名	団体の場合の引率		個人の場合の引率	
	該 当 校	他 校	該 当 校	他 校
校 長	○	×	○	○
教 頭	○	×	○	○
教 諭	○	×	○	○
臨 時 講 師	○	×	○	○
実 習 教 諭	○	×	○	○
養 護 教 諭	○	×	○	○
実 習 助 手	×	×	×	×
事 務 職 員	×	×	×	×
外 部 指 導 者	×	×	×	×
保 護 者	×	×	×	×

2 高体連各種大会における監督、コーチについて

監督、コーチ等は、校長が認める場合は、外部指導者でも可能とする。

但し、競技団体の規定により外部指導者が監督・コーチ等として認められない場合は、競技団体の規定に従うこと。

※外部指導者が監督・コーチをしていますが、引率を兼ねることはできない。

協定書作成例

学校間の連携による運動部員引率に関する協定書

- 1 (甲) 学校と (乙) 学校は、(大会名称) への出場において、以下の要領に従って学校間の連携による運動部員引率を実施する。

学校名	実施種目	顧問名	参加部員数	連携形態	引率期間
甲 学校	〇〇競技	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇 名	合同引率 受 入	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで
乙 学校	同上	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇 名	合同引率 派 遣	同上
引率担当者	(甲) 学校 (職名) (氏 名) (乙) 学校 (職名) (氏 名)				

2 引率・指導体制

- (1) 両校の顧問は、引率業務について事前に協議するとともに、両校の生徒に対し合同引率実施上の留意事項を十分指導する。
- (2) 引率業務に当たる (甲) 学校の引率担当者は、(乙) 学校の生徒を引率・指導する場合も自校の生徒に対する場合と同様の安全配慮義務を負うものとする。
- (3) 「日本スポーツ振興センター法」に基づく給付手続きを行う場合は、当該生徒の在籍している学校の校長が行う。

3 連絡体制等

- (1) 引率を (甲) 学校に委ねるにあたり、(乙) 学校の顧問は事前に自校生徒の健康状態等指導上必要な情報を (甲) 学校の引率担当者に連絡する。
- (2) 両校の顧問は、引率生徒の状態・引率の状況等について適宜連絡を取り合い、指導について協議する。

4 引率経路

- (1) 〇〇駅から〇〇会場 (所在地) までの往復とする。

5 この協定内容に変更が生じた場合は、変更点を両校で確認のうえ速やかに変更する。

6 この協定に定めのない事項については、その都度両校で協議する。

7 この協定の有効期間は、当該活動開始から当該活動終了時までとする。

この協定締結を証するため、(甲) 学校と (乙) 学校は本書を2通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、その1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

(甲) 学校長 ○ ○ ○ ○ 印

(乙) 学校長 ○ ○ ○ ○ 印

承 諾 書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇学校長 様

保護者氏名 _____ 印

貴校において計画される学校間の連携による運動部員の引率協定に基づいて、下記の者が（ 大会名称 ）に参加することを承諾します。

なお、下記の者の参加にあたっては、貴校顧問および当該引率者の指示に従い活動させます。

記

学 校 名	〇〇〇〇高等学校
学年 ・ 組 ・ 番号	第〇学年 ・ 〇組 ・ 〇番
生 徒 氏 名	〇 〇 〇 〇



滋高体連第 23 号
平成18年(2006年)4月28日

各専門部長 様

滋賀県高等学校体育連盟
会長 佐藤 國治
(公印省略)

高体連等の大会に係る個人情報及び肖像権に関する取り扱いについて

平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、個人情報及び肖像権に関する取り扱いについては、利用目的や利用範囲を明確にし、本人等から同意を得ることが必要になりました。

つきましては、本連盟では個人情報保護及び肖像権に関する取り扱いについて、別紙のとおり基本方針を作成しました。各専門部においては、それぞれの競技の特性がありますので、この基本方針を参考にいただき、個人情報及び肖像権に関する取り扱いについてご配慮いただきますとともに、本人等の同意を得ていただきますようお願いいたします。

なお、別紙で通知文例を添付します。

個人情報保護及び肖像権に関する取り扱いについて

《 基本方針 》

滋賀県高等学校体育連盟

本連盟が運営（業務）上、収集した個人情報及び肖像権の取り扱いについては、下記のとおり基本方針を定め、個人情報及び肖像権の保護に万全を期す。

記

1 基本方針

- (1) 本連盟は、個人情報の取り扱いについて利用目的を明確にし、その範囲内での利用を行う。
- (2) 本連盟は、法令に基づき要求された場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しない。
- (3) 本連盟は、個人情報を安全に管理するため、個人情報の紛失・改ざん・漏洩等の防止に努める。
- (4) 本連盟は、自己情報の開示・訂正・削除・利用停止の求めがあった場合は、個人の権利を尊重し、適切に対応する。
- (5) 本連盟は、個人情報保護法及び関連するその他の法令・規範を遵守し、適宜、本個人情報の保護に関する方針、施策の改善を図る。

2 個人情報の利用目的

- (1) 滋賀県高等学校体育連盟が主催する競技大会及び事業を開催するため
- (2) （公財）全国高等学校体育連盟ならびに近畿高等学校体育連盟が主催または共催・後援する競技大会及び事業への参加申し込みを行うため
- (3) 大会競技の結果及び記録の管理を行うため
- (4) 行政機関の求めに応じ、個人情報を統計的に処理する。また、各種補助金等の交付の申請を行うため

3 個人情報の利用範囲

- (1) プログラム（大会要項）への掲載
 - ア 競技大会及び事業へ参加する役員・審判員・発表者等の所属名・氏名
 - イ 競技大会及び事業へ参加する指導者（監督・コーチ等）、生徒の学校名・氏名・学年・性別・ポジション（競技により身長・体重も含む）
 - ウ 過去の競技大会の結果等
- (2) 大会結果の掲載
滋賀県高等学校体育連盟ホームページ及び滋賀県高等学校体育連盟各専門部ホームページ
○高体連記録集への掲載、報道機関への提供
→指導者（監督・コーチ等）、生徒の学校名・氏名・学年・性別・競技・種目記録・ポジション等
- (3) 写真・映像の掲載（ホームページ・高体連記録集への掲載、報道機関への提供）
○競技大会及び事業へ参加する役員・審判員・発表者等の所属名・氏名
○競技大会及び事業へ参加する指導者（監督・コーチ等）、生徒の学校名・氏名・学年・性別・競技種目・記録・ポジション等

4 個人情報の公表への同意について

本連盟は、[公表される個人情報]の内容について、以下の対応を行う。

(1) 競技大会及び事業へ参加する役員・審判者・発表者等への対応

事前の役員会（打合せ・抽選会等）で確認を行う。（口頭での確認も可）

(2) 各学校への対応

滋賀県高体連（各専門部）における大会・行事に参加する生徒及び保護者に、滋賀県高体連各専門部から、参加申込み等の際に「個人情報及び肖像権に関する取り扱い」の、周知の徹底を図る。

各学校において個人情報の公表に同意しない生徒の申し出があった場合は、「個人情報の公表に同意しない生徒名簿（別紙2）」を参加申込時各専門部へ提出する。

本連盟は、その意思を尊重した取り扱いを行う。なお「個人情報の公表に同意しない生徒名簿」の提出がない場合は、同意が得られたものとして取り扱う。

(3) 報道機関への対応

報道資料の提供は、本連盟及び（公財）全国高等学校体育連盟が認める報道機関に行う。

報道機関が写真や映像を撮影する場合は、あらかじめ本連盟専門部を通じて「個人情報の公表に同意しない生徒」を確認のうえ、撮影には配慮するよう指導する。

特定の個人やチームの写真・映像の撮影及び取材を希望する場合は、事前に本連盟各専門部を通じて本人及びチームの監督の同意を得るよう指導する。

5 同意しない生徒の個人情報への対応について

大会の運営上、各専門部の特殊性等があるため、申請のあった個人と該当専門部と十分話し合い、個人への配慮を考えたい対応する。大会結果及び記録の掲載や報道機関への情報提供をする場合にも、プログラムへの記載と同様に取り扱う。

6 個人の権利の尊重について

加盟校の生徒・保護者から自己情報の開示・訂正・削除・または拒否の求めがあった場合は、個人の権利を尊重し、対応する。

(別紙 1 : 専門部→高体連事務局)

個人情報の公表に同意が得られない生徒名簿

滋賀県高等学校体育連盟会長 様

以下の生徒については、個人情報の公表について同意が得られていないので、プログラムの作成、記録の発表、報道機関への情報提供等、個人情報の扱いについて配慮してください。

学 校 名	生 徒 氏 名	※同意が得られている内容があれば記入してください

専門部名

専門部長名

印

(別紙2：学校→専門部)

個人情報の公表に同意が得られない生徒名簿

滋賀県高等学校体育連盟

専 門 部 長 様

競技種目名 ()

以下の生徒については、個人情報の公表について同意が得られていないので、プログラムの作成、記録の発表、報道機関への情報提供等、個人情報の扱いについて配慮してください。

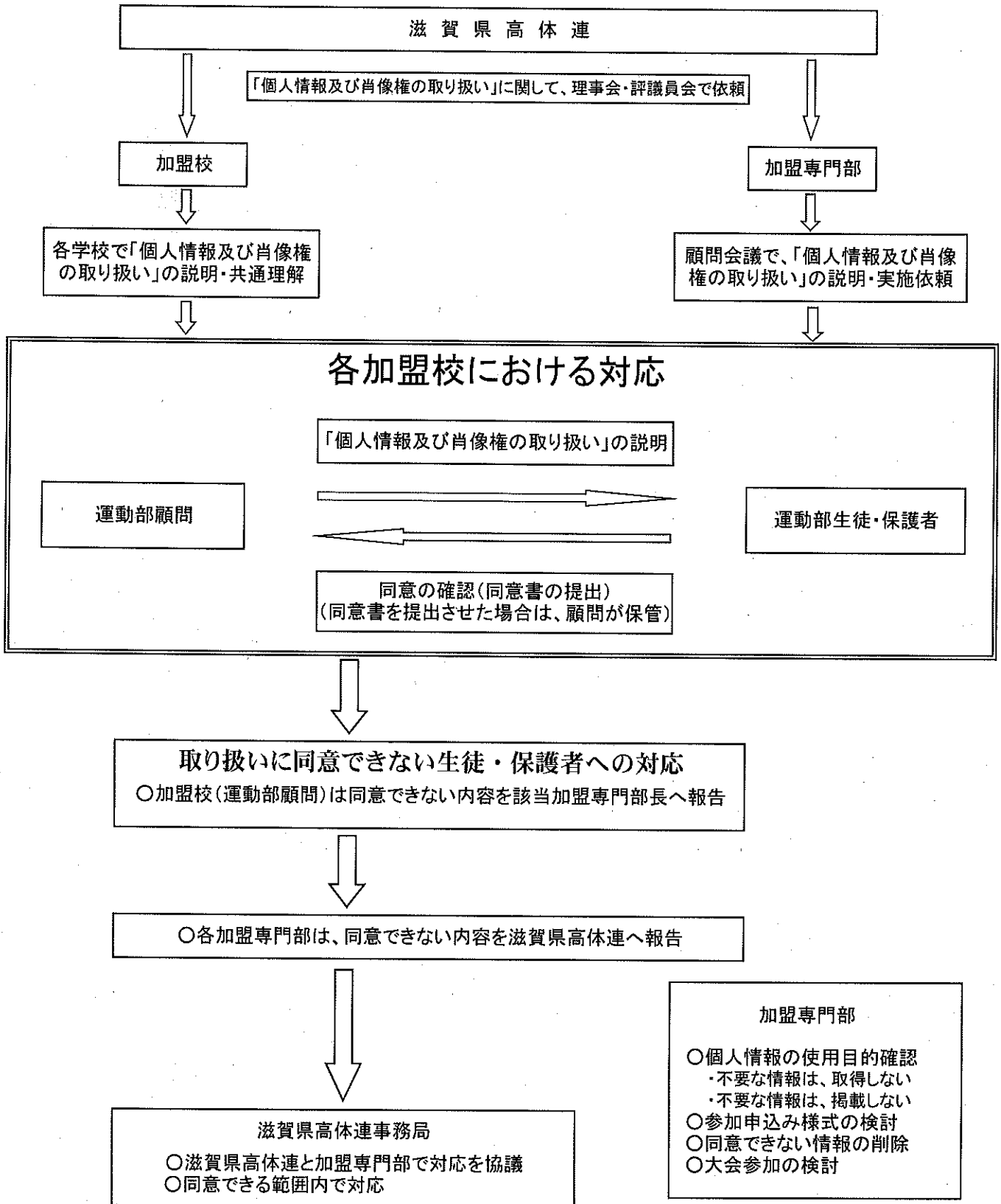
生徒氏名	※同意が得られている内容があれば記入してください

学校名

校長名



依頼に関するフローチャート



高体連等の大会に係る個人情報及び肖像権に関する取り扱いについて

滋賀県高等学校体育連盟
() 専門部

平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、その取り扱いについては利用目的を明確にし、その範囲内での利用について、本人等から同意を得ることが必要になりました。

滋賀県高等学校体育連盟等の各種大会へ参加する場合は、従来から大会参加申込書に必要事項（名前等）を記入して参加申込をしています。それによって、プログラムが作成され大会が運営されています。今後も大会を運営するにあたっては参加申込書の提出が必要となります。

つきましては、滋賀県高等学校体育連盟等各種大会の参加申込書に記載される個人情報は慎重に取り扱い、下記の内容に限り使用したいと考えていますので、ご同意方よろしくお願ひします。

記

1 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載されます。
- (2) 競技会場内でアナウンス等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。

2 競技結果（記録）等の取り扱い

- (1) 報道機関等により、新聞及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 大会プログラム掲載とともに、大会報告書に掲載されることがあります。
- (3) 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等は、次年度以降の大会プログラムに掲載されることがあります。

3 肖像権に関する取り扱い

- (1) 報道機関等が撮影した写真が、新聞・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 報道機関等が撮影した映像が中継または録画放映されることがあります。

4 専門部としての対応について

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、上記取り扱いに関するご承諾をいただいたものとして、対応させていただきます。

高体連等の大会に係る個人情報及び肖像権に関する取り扱いについて

滋賀県高等学校体育連盟
() 専門部

平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、その取り扱いについては利用目的を明確にし、その範囲内での利用について、本人等から同意を得ることが必要になりました。

滋賀県高等学校体育連盟等の各種大会へ参加する場合は、従来から大会参加申込書に必要事項（名前等）を記入して参加申込をしています。それによって、プログラムが作成され大会が運営されています。今後も大会を運営するにあたっては、参加申込書の提出が必要となります。

つきましては、滋賀県高等学校体育連盟等各種大会の参加申込書に記載される個人情報は慎重に取り扱い、下記の内容に限り使用したいと考えていますので、大会・行事に参加する生徒等へ周知徹底をしていただき、同意の確認をよろしくお願いします。

記

1 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載されます。
- (2) 競技会場内でアナウンス等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。

2 競技結果（記録）等の取り扱い

- (1) 報道機関等により、新聞及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 大会プログラム掲載とともに、大会報告書に掲載されることがあります。
- (3) 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等は、次年度以降の大会プログラムに掲載されることがあります。

3 肖像権に関する取り扱い

- (1) 報道機関等が撮影した写真が、新聞・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 報道機関等が撮影した映像が中継または録画放映されることがあります。

4 専門部としての対応について

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、上記取り扱いに関するご承諾をいただいたものとして、対応させていただきます。

複数校合同チームによる大会参加および合同練習について

I (公財) 全国高体連としての「複数校合同チームによる大会参加についての考え方」

運動部活動部員数の減少が深刻な状況にある学校が増加したこともあり、全国的に複数校合同での部活動が進められている。

複数校合同チームによる大会参加についての社会的要請があることを受け、部活動活性化のために本連盟が平成14年3月に認めた団体競技種目における複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものである。

したがって、各学校の部活動運営にあたっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加が出来るよう努力するべきものとする。

これらの考え方に基づいて、複数校合同チームによる大会参加については以下のように取り扱うこととした。

1 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 全国高等学校総合体育大会は学校対抗制を原則としている。したがって、各学校を単位として大会に参加することが要件となるため、部員不足に伴う合同チームの参加は認めない。
- (2) 各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。

2 学校の統廃合に伴う複数校合同チームの大会参加について

・・・以下省略

(下線は滋賀県高体連で加筆)

→上記の考え方を踏まえ、本県高体連としても可能な専門部による複数校合同チームによる県内大会参加を進めてきた。

II 留意事項

1 大会参加について

- (1) 専門部や、当該校間の事前協議を十分行い、常に連携を密にすること。
- (2) 大会参加に関する基準の明確化。(順位・上位大会への進出・監督の決定等)
- (3) 大会申込みについては、従来通りの手続きを取ること。(学校長認知書)
- (4) 教員による引率責任者の配置

2 複数校合同チームによる大会参加に係る合同練習(平常期)について

- (1) 当該校間の連携(練習日時・場所・内容等)を密にすること。
- (2) 保護者に対して、その目的・内容等について理解を得ること。
- (3) 練習会場への移動等では、通常の練習試合と同じように当該校の教員(顧問)が生徒引率を行うこと。

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-4621

FAX 077-535-9081

HP <http://shiga-koutairen.com/>

E-mail shiga-koutairen@hinus.ocn.ne.jp

滋賀県高等学校体育連盟